

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年4月26日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 その他 : 11 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	サービス建屋プロセス計算機室空調機(A)において、圧縮機の異常により停止する事象が認められたため、原因調査後、対応検討。	G	
2	1号機	主復水器導電率記録計において、印字不良(印字しない)が認められたため、当該記録計を点検補修。	G	
3	2号機	第1給水加熱器水位調節副弁(B,C)点検時、部品(ケージ)に浸食が認められたため、対応検討。	G	
4	2号機	第5給水加熱器(A)及び第6給水加熱器(B)液位調節弁点検時、両弁のポジションナー用減圧弁に不良(ブリード量が多い)が認められたため、当該減圧弁を交換。	G	
5	2号機	第2給水加熱器(B)水位計入口弁点検時、弁棒に腐食が認められたため、当該弁棒を補修。	G	
6	2号機	グラント蒸気系排風機(A)点検時、ファンと軸の嵌合値に管理値外れが認められたため、対応検討。	G	
7	2号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備用発電機点検時、集電環の表面に打痕傷が認められたため、当該部を補修。	G	
8	2号機	非常用ディーゼル発電設備冷却系(A)用電動機点検時、回転子鉄心端部にめくれが認められたため、対応検討。	G	
9	2号機	海水熱交換器建屋2階残留熱除去系海水ポンプ点検用電動チェーンブロックにおいて、動作不良(チェーンが滑る)が認められたため、当該チェーンブロックを修理。	G	
10	2号機	主復水器(B)内で真空度測定配管交換に伴う溶接作業時、アースクランプが外れ、近傍の伝熱管に接触し伝熱管1本を損傷(穴空き)させたため、当該伝熱管に閉止栓取付及び対応検討。	G	H22.5.13再審議にてグレード変更「G G」
11	1.2号廃棄物処理設備	1号機廃棄物処理設備補機冷却海水ポンプ(B)において、グラント部の不良(締め代が無い)が認められたため、当該グラント部を交換。	G	